

入会のお勧め

このたび中央仏教学院通信教育を卒業されましたこと、誠にめでとうございます。通信教育同窓会は、通信教育を通じて結ばれた御縁を大切にし、ともに生涯聞法の歩みが続けたいとの願いをもって発足しました。本部では左記のような事業活動を行なっておりますが、皆さまのご意見をお聞きしながら、一層充実したものになりたいと思っております。

つきましては、ここに同窓会会則(裏面)と入会申込書並びに振替用紙を同封いたしますので、ぜひともご入会くださいますようご案内申し上げます。

二〇二〇(令和二年)九月五日

中央仏教学院通信教育同窓会

会長 重本英明

卒業生の皆様

記

一、同窓会費(終身会費)

一口 一万円(一口以上お願いします)

中央仏教学院通信教育部へ贈る寄贈品代 一千元

二、主な活動

- ① 同窓会報『法の友』を年二回発行
- ② 一泊研修会の開催
- ③ 国内外の聖跡巡拝

三、同窓会入会式並びに謝恩懇親会

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止いたします。

※同封の同窓会入会申込書に必要事項をご記入のうえ十月四日までにご返信ください。

※同窓会費(終身会費)一口一万円以上(すでに同窓会入会済の方は振込不要)・寄贈品代(二千元)は、同封の振込用紙にて必ず十月四日までに納入して下さい。入金の際には振込用紙の送金内訳をご記入下さい。なお、振込用紙の控えをもって領収書とさせて頂きます。あらためて領収書はお届けいたしません。また、一旦振り込まれた会費並びに経費は返金出来ませんので、悪しからずご了承下さい。

なお、昭和六十年より終身会費制となっております。同窓会活動は皆様方の会費によって運営されております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

中央仏教学院通信教育同窓会々則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は「中央仏教学院通信教育同窓会」（以下この会）という。

(本 部)

第2条 この会の本部は京都市右京区山ノ内御堂殿町27番地 中央仏教学院通信教育部内におく。

(目 的)

第3条 この会は母校と提携し、会員相互の交流と親睦をはかり、母校の発展に寄与することをもって目的とする。

(事 業)

第4条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会・入会式などの開催
- (2) 各種紙誌の編集および発行
- (3) 母校の事業への協力と援助
- (4) その他役員会で目的達成に必要と認められた事業

第2章 会 員

(会員および資格)

第5条 この会の会員を次の3種とする。

- (1) 正会員 中央仏教学院通信教育を修了した人。
- (2) 特別会員 中央仏教学院通信教育教職員およびこの会に特に功労あると役員会で認められた人。
- (3) 賛助会員 この会の主旨に賛同し役員会で認められた人。但し、正会員および賛助会員は定められた会費を納めるものとする。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 委 員 若干名
- (5) 監 事 2名
- (6) 常任委員 若干名

(役員の選出)

- 第7条 (1) 会長の選出は、役員会において行う。
(2) 副会長の選出は、委員の中から会長の指名により行う。
(3) 会計の選出は、委員の中から会長の指名により行う。
(4) 委員の選出は、会員の中から総会において会員の互選により行う。
(5) 監事の選出は、会員の中から総会において会員の互選により行う。
(6) 常任委員は、通信教育部同窓会担当職員が当たる。

(役員の仕事)

- 第8条 (1) 会 長 この会を代表し、統括する。
(2) 副会長 会長を補佐し、会長欠けたるときは、職務を代行する。
(3) 会 計 この会の会計業務を行う。
(4) 委 員 この会の会務を協議する。
(5) 監 事 この会の会計状況を監査し、総会に報告する。また、会計状況、事業執行状況について、役員会に意見を述べるができる。
(6) 常任委員 この会の会務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が決定するときまでその職務を行うものとする。

(顧 問)

第10条 この会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、学院長・この会会長歴任者等の中、役員会で承認された人で会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の要請により、この会の事業について役員会に意見を述べることができる。

(役員会)

第11条 役員会は、この会の事業及び会務を審議決定する。

役員会は、会長、副会長、会計、委員、監事、常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第4章 機 関

(総 会)

第12条 (1) 会長は、会計年度終了の日から3月以内に定期総会を招集、開催する。

- (2) 定期総会では、事業及び会計の報告、役員選出などを行い、議決する。
- (3) 会長が必要と認めるとき、または、同窓会会員総数の過半数にあたる会員からの書面による請求があるときは、役員会の議を経て臨時総会を招集、開催することができる。
- (4) 総会議長は、その総会において選任する。

第5章 支 部

(支 部)

第13条 この会は地方に支部を設置することができる。支部は本部と連絡して、その地方の会員相互の交流と親睦を図るものとする。

第6章 会 計

(会 計)

第14条 この会の経費は、終身会費（1口1万円以上、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第7章 補 則

(会則の改廃)

第16条 この会則の改訂は、総会において行う。

(会則の実施)

第17条 この会則は昭和50年10月4日より施行する。

- (改訂)平成9年10月9日
(改訂)平成16年10月14日
(改訂)平成25年2月7日